

2019年度（令和元年度）事業計画

国の年次経済財政報告では、我が国経済は内需を中心に緩やかな回復を続けており、有効求人倍率も高水準にある一方で、少子高齢化という壁を乗り越え、潜在成長率を引き上げるためには、生産性の向上とともに、人生100年時代に向けた人づくりや多様な働き方の実現が課題であるとしている。

こうした中、働く意欲のある高齢者の受け皿として、高齢者の豊かな経験や能力を活かしながら就業できる機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となっている。

当センターでは、2015年度（平成27年度）に本年度までの事業運営の指針となる第二次中期計画を策定し、会員数及び契約金額などの数値目標を掲げて積極的に事業を推進してきたところである。

会員数については、新規入会者の加入促進や退会者の防止などに取り組んだが、労働力不足を背景とした再雇用や雇用延長の定着などもあり、会員確保は依然として厳しい状況にある。請負・委任業務においては、受注件数と契約金額が減少傾向にあるものの、労働者派遣事業においては受注件数、契約金額とも増加している。

こうした状況の中、本年度においては第二次中期計画の最終年度となることから、5年間を総括し、将来に向けて着実な発展を目指し次期中期計画の策定に取り組む。また、組織の根幹である会員の確保と就業機会の拡大に取り組むとともに、発注者の満足度調査の結果をふまえた接遇や技能の向上に取り組み、より一層満足いただける就業に努める。会員の確保は市民ニーズに適確に応え、シルバー事業を拡大していくためには不可欠であり、引き続き重点課題として取り組む。特に、女性会員の一層の拡大に努める。また、シルバー事業の基本である会員の安全確保について、会員の事故件数は増加傾向にあり、「事故ゼロ」を目指し、組織を挙げて不断の安全意識の高揚に努めるとともに、安全パトロールの強化などを通して事故の未然防止に取り組む。

公益社団法人としての当センターが、高齢社会を支える地域の中核的な組織として、「広く地域社会から信頼され、愛されるシルバー人材センター」を目指し、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、会員と役職員が一丸となって、次の事業活動に取り組み、シルバー人材センター事業のより一層の発展に努める。

1 会員の確保

センター事業を持続的に運営するうえで、会員の確保はその根幹をなすものであり、退会会員の減少に努めるとともに、働く意欲のある新規入会者の入会促進を図り、会員の増強に努める。

（1）新規入会者の入会促進

- ①センター作成の会員募集リーフレットを活用し、会員一人ひとりが新規入会者の勧誘に積極的に取り組む。

- ②福山市等の広報紙やホームページ、ラジオなどの多様な媒体の活用を図り、新規入会者の増加に取り組む。
- ③入会希望者の利便性を図るため、入会説明会の開催時期・場所などを柔軟に対応する。
- ④入会説明会には理事が出席し、参加者に就業体験を伝え、就業相談に応じるとともに、具体の就業情報や入会後の技能向上の講習会・研修会などのきめ細かな情報提供も行う。
- ⑤入会説明会への参加者で入会申込のない人には、電話によりその後の状況を確認したり相談に応じるなどして入会を促進する。
- ⑥センター事業の理解を深めるため、ホームページ等を活用し、センターでの働き方や入会後の技能取得のための講習会・研修会などの情報を提供する。
- ⑦センターが会員を対象に実施している講座や研修会等について、市民も参加でき、センターに関心を持ってもらえるような内容を検討する。

(2) 女性会員の加入促進

- ①女性会員を対象に開催する講習会へ知人同伴での参加を促進するなどして、福祉・家事援助事業等の担い手である女性会員の入会促進を図る。
- ②女性会員の拡大のための効果的な加入促進策について検討する。

(3) 会員の退会防止の推進

- ①新規入会者や未就業会員の早期就業に向けて、迅速な就業情報の提供に取り組むとともに、職域班グループへの加入を促進する。
- ②未就業会員の解消を図るため、月1回の就業相談の実施のほか、未就業者への直接的な案内を増やす取り組みを強化する。
- ③職域班や交流事業などを通じて、会員の横の連携を強化することにより退会防止に努める。

2 就業機会の拡大

就業機会の拡大は、会員の確保とともにシルバー事業の根幹をなすものであり、顧客や継続契約者を大切にしながら、新たな就業機会の確保にも取り組む。

(1) 発注者の満足度向上に向けた講習・研修などの実施

- ①発注者への満足度調査の結果をふまえたリーダー研修、接遇研修及び技能講習等に取り組み、発注者により一層満足いただける就業内容の提供に努める。

(2) 新規事業の就業の拡大

- ①市内外からの受注の促進のためホームページの活用を積極的に図る。
- ②市及び関係機関との連携強化を図り、公共業務や関連業務の拡大に努める。

(3) 労働者派遣事業の推進

- ①関係機関との連携により労働者派遣事業の事業者への周知と就業開拓に取り組むとともに、派遣就業会員への研修を実施する。

(4) 独自事業の推進

- ①センターの独自事業として、自転車再生事業、チップ事業、さわやかまなび教室に取り組む。

(5) 人材の育成

- ①発注者への満足度調査の結果をふまえた、リーダー研修、接遇研修及び技能講習などに取り組む。(再掲)
- ②新規入会者や未就業会員の職域班グループへの加入促進や技能講習などを通じて、人材育成とグループの強化に努める。
- ③グループ就業を円滑に進めるため、リーダー及びサブリーダー研修を実施し、人材の育成を図る。

(6) 公共事業拡大の推進

- ①福山市等との連携を強化し、公共事業の受注拡大に取り組む。

3 普及啓発活動の推進

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、市民や事業者に地域に貢献するシルバー事業をPRし、会員の確保と就業機会の拡大を図るため、あらゆる機会をとらえて普及啓発活動を推進する。

(1) 計画的な普及啓発活動の推進

- ①センター作成のシルバー事業紹介リーフレットや県連合作成のポスターなどの活用とともに、市や関係機関の宣伝媒体の活用を図り、会員の確保と就業機会の拡大のためのPR活動に取り組む。
- ②会員の確保と就業機会の拡大のため、ホームページのほか、ラジオなどのマス・メディアを活用した情報発信に取り組む。
- ③センター作成のリーフレットを活用し、会員自らの口コミによる、新規入会者の勧誘及び新規事業の掘り起こしを行う。

(2) ボランティア清掃活動等の社会奉仕活動の推進

- ①福山ばら祭やシルバーの日の清掃活動、関係機関主催の福祉まつりへの参加などを通して、シルバー事業のPR活動に努める。
- ②会員互助会のボランティア活動等を支援し、シルバー事業のPR活動に努める。

4 安全就業の推進

事故から会員を守るための安全対策に取り組み、就業中の事故や就業途上・帰途の交通事故などの防止に向けて全力で取り組む。

(1) 安全委員会・安全パトロールの実施

- ①「安全就業推進計画」や「安全対策重点項目」に基づき、安全講習等を実施し、会員の安全意識の向上を図る。
- ②安全パトロール実施要領に基づき通常の作業状況を点検し、安全対策の定着状況の確認や指導を行う。
- ③夏季の熱中症対策の実施及び安全保護具の着用、飛散防止の防護対策等の徹底を図り事故防止に努める。
- ④共同作業や安全就業上のルールが遵守できるよう、就業規約や安全就業基準等を見直し、適切で公正な指導を行うための基準作成に取り組む。

(2) 就業ミーティングと安全就業チェックシート活用の徹底

- ①共同作業時には作業前ミーティングを必ず実施し、安全就業チェックシートを活用しながら、全員で施行前の安全確認、作業手順の確認、健康状態のチェック、ヘルメットや安全帯などの安全防具の着用に取り組む。
- ②ヒヤリ・ハット報告を徹底し、事例の集約を図り事故防止対策を推進する。

(3) 安全講習・研修の推進

- ①就業中の事故防止に向け、器具の適正使用などの技能研修会を実施する。
- ②職域班のリーダー会議等を通じて安全就業研修を実施し、各グループで取り組む安全対策の共有と共同作業等のルールの徹底を図る。
- ③就業途上や帰途の交通事故防止に向け、交通ルールの遵守や安全意識の向上を図るため交通安全講習会を実施する。

(4) 会員自らによる健康管理の推進

- ①健康な状態で就業するため、会員自ら常に健康の維持管理に努め、積極的

に健康診断の受診を奨励する。

5 適正就業の推進

高齢者の就業にふさわしい安全な業務の受注や発注者満足度の向上に取り組むとともに、法令遵守による適正な就業の確保や会員間の就業機会の均等化と未就業会員の解消に取り組む。

(1) 適正就業の推進

- ①労働者派遣事業や有料職業紹介事業を活用し、発注者ニーズに応じた就業形態による適正な就業に取り組む。
- ②厚生労働省が作成した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、役職員や会員がセンターの就業形態についてより一層理解を深め、適正な就業に取り組む。

(2) 就業機会の均等化の推進

- ①会員間の公平な就業機会の提供のため、公共事業部門の業務でのワークシェアリングを推進する。
- ②新規入会者や未就業会員の就業に向けて、定期的な就業案内や職域班グループへの加入などを推進する。

(3) 発注者の満足度向上の推進

- ①発注者の満足度調査の結果をふまえた、リーダー研修、接遇研修及び技能講習などに取り組む。(再掲)
- ②発注者から寄せられた作業前の打ち合わせや完了確認などに関する意見、要望への適確な対応に努め、一層満足度の向上を図る。

(4) 新たな積算基準の導入に向けた取り組み

- ①請負業務について、引き続き、作業量（㎡、本、個等）に応じた積算方法を検討し、新たな積算基準の導入に向けて取り組む。

6 公益社団法人としての組織体制の充実強化

公益社団法人として公益性を重視した事業運営が求められており、理事会をはじめ、各種委員会や職域、地域の組織の活性化と透明性のある組織運営を目指し、会員と役職員が一丸となって取り組む。

(1) 公益社団法人としての組織の機能強化

①事業運営への理事の参画機会の増大を図り、総会や理事会をはじめ、各種委員会の活発な活動を通して、会員の確保や就業機会の拡大、職域班・地域班の組織づくりに取り組む。

(2) 公益社団法人としての業務運営の効率化

①事務局職員の資質向上と事務処理能力の向上に向け職員研修を行うとともに、会員との連携強化による事務の効率化を積極的に図る。

②現在センターで使用している受注管理や会計処理などを行っている情報システムの刷新に取り組み、事務処理の効率化を図る。

(3) 第三次中期計画の作成

①本年度が第二次中期計画の最終年度にあたることから、事業の実施状況等の分析・評価を行い、次年度以降のセンターの事業運営の基本指針となる新たな中期計画を作成する。

7 財政基盤の確立

センターの持続可能な事業運営に向けて、中長期的な視点に立って健全な財政運営に努め、自主財源の確保と支出の削減などによる財政基盤の強化に取り組む。

(1) 財政基盤の確立

①会員の確保と請負業務・労働者派遣事業等の就業機会の確保に取り組み、センターの事業基盤拡大を図る。

②会費未納者の解消に向けて、就業機会の提供による会費納入に取り組むとともに、請負金等の早期回収に努め、自主財源の確保を図る。

③効率的な予算執行と事務事業の見直しなどによる経費節減に取り組むとともに、将来実施する事業の経費に充てるため、特定資産取得資金積立制度の活用を図る。